

第 98 回 国立大学法人新潟大学経営協議会 議事概要

- 1 日 時 令和元年 9 月 18 日（水） 10 時 58 分～12 時 42 分
- 2 場 所 新潟大学駅南キャンパス ときめいと 講義室 A
- 3 出席者 10 名（高橋学長，濱口委員，大浦委員，高橋均委員，牛木委員，川端委員，成田委員，岩田委員，神保委員，三輪委員）
（ほか田代監事，逸見監事，富田副学長がオブザーバー出席）

4 議事概要について

第 97 回（令和元年 7 月 11 日）の議事概要が確認された。

5 審議事項

（1）学則等の一部改正について

学則等の一部改正について，資料 1 に基づき審議が行われ，原案のとおり承認された。

〔主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言〕

- ・グローバル教育センターの改組及びそれに伴い学則等の改正が必要となる理由は理解できたので本案には賛成であるが，何点か確認させていただきたい。新設の「コモシリテラシーセンター」は「プログラムの開発，企画の支援を行」うとあるが，このセンター自体が教材の開発や学生の教育を行うのか。
- ・コモシリテラシーセンターは教育・学生支援機構内に設置されるが，同機構内の各センターは基本的にそれ自体が教育を行うというよりも各学部等の教育の支援を行う組織であり，コモシリテラシーセンターもプログラムの開発及び各学部等の企画の支援を行うこととしている。例外的に，コモシリテラシーセンターの「言語教育部門」には，外国人を含む語学教員を配置しており，同部門は教育コンテンツの作成や外国語教育及び外国人学生に対する日本語教育の授業を実施することになる。
- ・コモシリテラシーセンターの「数理・データサイエンス部門」の説明において，文系・理系を問わず全学部の学生に数理・データサイエンス教育の提供を目指すという部分があったが，ここに人工知能（AI）に関する教育は含まれるのか。政府の AI 戦略においても，すべての大学生に一定の AI リテラシーを身に付けさせることや，学生が自分の専門分野と AI とを結びつけることができるようにすることが謳われている。
- ・数学を苦手とする学生は少なくないが，そうした学生にもまずは数理・データサイエンスに関す

る一定のリテラシーを身に付けさせたいと考えている。AI に関しては各学部の多くの授業において取り入れられており、数理・データサイエンス部門では AI を含めた教育開発を支援する計画である。

- ・改組前と改組後では、教員数が2名増員となっている。この教員の人件費はどのように手当するのか。
- ・資料にあるとおり、1名分は「数理・データサイエンス事業」予算により、もう1名分は教育・学生支援機構の教員人事ポイントの活用により措置することとしている。数理・データサイエンス事業は時限付きの予算であるため、長期的には新潟大学の人件費にて対応しなければならないと考えている。
- ・センターに配置される教員の数は必ずしも多いとは言えないと考えるが、どの程度の人数の学生を対応させるのか。
- ・数理・データサイエンス関係の授業は、新入生の半数程度には受講させたいと考えている。
- ・新設のセンターが関与する授業を受けた学生は、社会人としてどのような人材となることをイメージしているのか。
- ・特に文系学生に対して、数理・データサイエンスの観点からの物の見方を身に付けてほしいと考えている。
- ・留学センターの説明の際に、留学生受入数が目標を下回っているという部分があったが、第3期中期計画における達成見込みはいかほどか。
- ・数値目標は派遣・受入を合わせた数を設定しており、受入は目標を下回っているが派遣は上回っているため、両方を合わせると目標には近い数字に達している。留学生の受入については正規学生としての受入を増やすことが肝要であるが、これに関してはどの大学も苦戦している。将来的に正規学生としての入学につながるようにする観点からも、サマープログラムを開講して短期の留学生受入を増やしたり、各国に配置している「リエゾンプロフェッサー」を活用して海外の協定校等から新潟大学への留学促進を進めているところである。また、留学センターは従来のグローバル教育センターと同様に教育・学生支援機構内に置かれるが、資料2ページの図にあるとおり、国際連携推進本部の戦略や方針の下で実働することとしている。
- ・国内の18歳人口減少の観点からも、留学生受入を増加させることは非常に重要である。短期の受入や先輩留学生、リエゾンプロフェッサーを通して良い評判を広げることにより、選択肢の多い

外国人学生に新潟大学を選んでもらえるようにしたい。

- ・数理・データサイエンスに関しては、駆使できる学生を増やすというよりも、多くの学生に基礎的なリテラシーを身につけさせたいと考えている。

(2) 就業規則等の一部改正等について

就業規則等の一部改正等について、資料2に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・新たに「新年俸制」を導入し、教員の給与制度は3種が併存することになるということであるが、長期的にはどの制度にまとめていくのか。大学の方針として新年俸制に一本化していきたいのであれば、「月給制」が適用されている教員に対しても新年俸制に移行してほしいということを伝えていくべきではないか。
- ・長期的には、新年俸制に一本化されていくことになる。
- ・新年俸制は、現行の年俸制と月給制との中間に位置する制度であると理解した。よって、運用次第では月給制との差異がなくなってしまう懸念があるため、評価を適切に行う必要があると考える。一律に処遇するのではなく、公正な評価により公平感のある制度にすることが大切であり、そのような運用をしなければ、教員の流動性を高める、卓越した教員に新潟大学に就職してもらうといった目的を達成することができないであろう。予算の面からも、マイナス評価を出さなければプラスの評価を出すことはできないはずであり、マイナスの評価を受ける者に対してモチベーションの低下を招かないように、今後の努力を期待する旨、だれがどのように伝えるかが重要である。
- ・新年俸制に「特別報奨」を用意したのは、月給制との差別化のためと理解した。モチベーション向上のためにも、特別報奨の対象となる基準はあまり高く設定せず、なるべく多くの者に行き渡るようにするのが良いのではないか。そのためには財源となる間接経費の確保が必要であり、外部資金をいかに確保していくかという点も重要であろう。
- ・評価は現行の年俸制においても過大な評価は行われず、適正に評価されていると自負しており、今後も適正な評価が行われるように努めていきたい。
- ・特別報奨は財源を確保すれば多くの者を対象にできるため、財源の確保にも努めていきたいと考えている。
- ・新年俸制において、特別報奨を設けたことだけでなく、高い年俸の設定を可能としたことも特徴のひとつである。

- ・人事制度の改正において、不利益について人は敏感である。新年俸制は労使協議会で承認を受けているということであるが、一般の教員に対してはどのように説明を行っているのか。
- ・高い評価を受けられず、不利な制度変更と感じる者に対して、どのようにモチベーションを上げさせていくか、方策を考えるべきではないか。

- ・制度変更に当たっては、学内にワーキンググループを設けて検討を行った。経営協議会に先だって、教育研究評議会にも諮っている。加えて、学内で二度にわたり説明会も開催した。
- ・月給制から新年俸制に移行する者も今後出てくるが、新年俸制は諸手当を含めて月給制をベースとする制度であるため、基本的には大きな不利益が生じることはないものと見込んでいる。ただし、号給の改定が3年分の業績評価結果により行われるため、毎年昇給が行われないということは不利益とも言える。当初は経過措置として、月給制が適用されたと仮定した場合の昇給分を措置することも含め、なんらかの方策が必要であるかを検討したい。

- ・公務員には不利益処分に対する不服申立ての制度があるが、業績評価に対して納得できない場合、国立大学法人においてはどのような不服申立ての制度があるのか。

- ・新潟大学では、勤務成績の評価に関する苦情は「苦情処理委員会」において審議する。苦情処理委員会は、監督又は管理の地位にある職員5名、職員代表の互選により選出された者5名等により構成される。

- ・苦情処理委員会の議決に納得できない場合は、裁判に至ることもあるのか。

- ・納得できない場合は、裁判に至ることも考えられる。

- ・弁護士等の専門家を含め、学外者は委員会の構成員とはしないのか。

- ・現行の委員会の規程においては学外者を構成員に含めていないが、枠組みについて専門家と相談しなければならないと考えている。

- ・制度的な問題については苦情処理委員会での審議が適当であろうが、業績評価に関しては同委員会とは別の枠組みがより適切ではないか。訴えた人が納得するためにも、弁護士等の学外者も構成員に含めるべきではないか。

- ・勤務成績の評価に関する苦情は苦情処理委員会において審議することとされているが、現行の年俸制の評価結果に関する不服についてはその前段階として、「教員評価不服審査会」に申し立てることが可能である。

- ・不服を審査する機関に弁護士等の学外の専門家を構成員に加えることは、検討すべき課題であろう。現行の年俸制適用者から大きな苦情が提起されたということは他大学を含めてあまり聞かないが、現行の年俸制は基本的に希望者を対象としていたことも背景にあると考えられる。過去に国が推進してきた現行の年俸制は、新潟大学においても推進し、対象者の数値目標も達成している。従来の年俸制の総括及び評価が行われることも期待したいところである。

(3) 令和2年度以降の医学部入学定員について

令和2年度以降の医学部入学定員について、資料3に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

※意見・質問なし。

6 報告事項

(1) 平成30事業年度財務諸表の承認について

高橋学長から、平成30事業年度財務諸表の承認について、資料4に基づき報告があった。

※意見・質問なし。

(2) 国立大学法人運営費交付金の成果を中心とする実績状況に基づく配分の仕組み及び重点支援の評価結果について

川端理事から、国立大学法人運営費交付金の成果を中心とする実績状況に基づく配分の仕組み及び重点支援の評価結果について、資料5に基づき報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・「新潟大学令和加速プロジェクト」において各種の取組を推進するということであるが、今年度の残りの半年間で、どの程度のことを実施する計画としているのか。
- ・このプロジェクトのために「学長室」に中堅・若手の事務職員を配置し、理事と共に各案件を担当し、検討を進めている。企画が調った案件から、このプロジェクトのために用意した学長裁量経費により、実行に移すことにしている。
- ・特に選ばれた案件を対象としていると理解して良いか。

- ・そのとおりである。国から評価されるためにも、重点化して取組を進めることが必要となっている。
- ・トップダウンで進めるべき緊急性のある案件を選定していることと理解した。このプロジェクトのために中堅・若手の事務職員を配置しているということであったが、将来の新潟大学がどうあるべきかを含め、若手の教員に検討させる場があっても良いのではないか。
- ・もっともな指摘であり、新潟大学においてもそのようなシステムを用意したいと考えている。

(3) 令和2年度概算要求について

川端理事から、令和2年度概算要求について、資料6に基づき報告があった。

※意見・質問なし。

(4) 令和2年度施設整備費補助金概算要求について

川端理事から、令和2年度施設整備費補助金概算要求について、資料7に基づき報告があった。

※意見・質問なし。

(5) 経済科学部総合経済学科の設置について

濱口理事から、経済科学部総合経済学科の設置について、資料8に基づき報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・文系学部の総定員が20人の減員となっているが、授業料等の収入減による経営上の影響があるのではないか。
- ・夜間主コースの定員を40人削減し、昼間コースの定員を20人増やしたことにより、合計で20人の定員減となっている。夜間主コースの授業料は昼間コースの半額であるため、授業料収入に影響はない。

(6) 令和元年人事院勧告について

成田理事から、令和元年人事院勧告について、資料9に基づき報告があった。

※意見・質問なし。